

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「JRE 酒田風力発電所更新計画計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成30年1月29日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「JRE 酒田風力発電所更新計画計画段階環境配慮書」について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 山形県酒田市
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出 力 : 最大37,800kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成30年11月15日
環境大臣意見受理	平成31年 1月18日
経済産業大臣意見	平成30年 1月29日

問合せ先:電力安全課 高須賀、松橋、常泉
電話03-3501-1742(直通)

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「JRE 酒田風力発電所更新計画計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定等

対象事業実施区域の設定に当たっては、土地の形状の変更等が行われる工事用道路等を適切に同区域に含めるとともに、同区域の風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の設置の際に行った環境影響評価等の結果及び稼働中に実施した調査結果等を活用し、既設の風力発電設備等の設置による環境影響を適切に把握した上で、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

また、同検討のうち、風力発電設備等の建て替えについては、既存の風力発電設備等の撤去された用地、既存の道路や送電線等を利用すること等により、形状の変更を行う土地に設置する場合に比べ環境影響を低減することが可能な場合には、その利用等を考慮した検討を行うこと。森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された保安林等について関係機関と協議・調整した上で、改変を想定しない範囲を除外すること。

(2) 累積的な影響

事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電事業が供用中又は環境影響評価手続中であることから、これらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。よって、既存の風力発電設備等におけるこれまでの調査で得られた情報及び環境影響評価の際に得られた情報を収集・整理するとともに、他事業者との情報交換等に努め、これらの情報を活用し、本事業との累積的な影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、重大な影響が懸念された場合は、適切な環境保全措置を講ずること。

(3) 事業計画等の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減でき

ない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 工事計画の検討

工事計画の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の撤去工事等の実施に伴う大気環境、水環境、廃棄物等の影響に関する調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を適切に実施すること。これらを行わない場合には、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)において、その合理的な理由を検討経緯も含めて適切に記載すること。

(5) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

また、風力発電設備等の建て替えにおいては、現況からの環境影響の増加分のみに着眼することなく、現況の課題も踏まえた上で、本事業の実施による環境影響の回避・低減のための環境保全措置を検討すること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の近傍には、複数の住居等が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、配置位置の変更、単基出力の増加、工事用資材の搬出入等による騒音等に係る生活環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の近傍には、複数の住居等が存在しており、本事業で設置が予定されている風力発電設備については、既設風力発電設備に比べ、ハブの高さ及びブレー

ドの長さが増加する計画であることから、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、代表地点における既設風力発電設備の風車の影について調査を実施するとともに、配置等の変更による生活環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、希少猛禽類であるチュウヒ、オジロワシの生息が確認されているほか、同区域の南側には、ハクチョウ類等の集団繁殖地として国指定鳥獣保護区に指定されている最上川河口鳥獣保護区が存在し、渡り鳥の主要な渡り経路となっている可能性がある。また、本事業は既設の風力発電設備等の更新を行うものであり、本事業で設置を予定している風力発電設備については、既設風力発電設備に比べ、ハブの高さやブレードの長さが増加する計画であることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類の生息等及び渡りへの重大な影響が懸念される。このため、これら鳥類への重大な影響を回避するため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類に関する調査及び予測を行い、影響を評価すること。特に、地域特性上重要と考えられる渡り鳥等の鳥類については、高度も含めた飛翔の経路を客観的に把握できるよう時期・時間帯、回数、区域等を含む適切な調査方法により調査を実施し、渡りの経路及び餌場への移動経路を明らかにした上で、影響を予測及び評価すること。その結果を踏まえ、重大な影響が懸念される場合は、主な渡りの経路及び餌場への移動経路を避けるとともに可能な限り距離を確保した上で、必要に応じ追加的な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査(特定植物群落調査)において特定植物群落に選定されている「庄内砂丘クロマツ林」、同調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度

が高いとされた砂丘植生等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域及び保全の必要性が高い植物群落を明らかにした上で、既存道路及び風力発電設備等の撤去された用地等を活用することにより、これらの重要な自然環境の改変を回避又は極力低減すること。

(5) 景観に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、主要な眺望点である「酒田北港」及び「酒田北港緑地展望台」等が存在しており、本事業の実施により、これら眺望点からの重要な眺望景観に対する影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、主要な眺望点の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、事業実施による影響を回避又は極力低減すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域には、「宮海海水浴場」が存在しており、直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の騒音、供用時の風車の影及び景観変化等によるこれらの人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。